

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則および秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第 45 号

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則および秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

(秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の一部改正)

第 1 条 秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則（平成 7 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、固定資産税および事業所税」を「および固定資産税」に改める。

(秋田市市税条例施行規則の一部改正)

第 2 条 秋田市市税条例施行規則（平成 10 年秋田市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「、第 122 条の 9 の 2、第 136 条、第 141 条の 2 および第 143 条」を「および第 122 条の 9 の 2」に改める。

第 18 条第 1 項中「、第 122 条の 10 第 2 項ならびに第 144 条第 2 項」を「ならびに第 122 条の 10 第 2 項」に改める。

別表中「、第 122 条の 3 第 1 項および第 135 条第 1 項」を「および第 122 条の 3 第 1 項」に、「、第 122 条の 3 第 2 項および第 135 条第 2 項」を「および第 122 条の 3 第 2 項」に、「、第 122 条の 10 第 2 項ならびに第 144 条第 2 項」を「ならびに第 122 条の 10 第 2 項」に改め、同表 28 の項から 30 の項までを次のように改める。

28	削除	
29	削除	

30	削除	
----	----	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の秋田市市税条例施行規則の規定は、令和8年5月29日から適用する。
(秋田市中心小企業融資あっせん条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 秋田市市税条例の一部を改正する条例(令和8年秋田市条例第45号)による改正前の秋田市市税条例(昭和25年秋田市条例第36号)第3条第2項第2号に規定する事業所税を課されたことがある融資あっせんの申請を行うことができる者についての第1条の規定による改正後の秋田市中心小企業融資あっせん条例施行規則第2条第2項の規定の適用については、同項中「固定資産税」とあるのは、「固定資産税ならびに本市が課した秋田市市税条例の一部を改正する条例(令和8年秋田市条例第45号)による改正前の秋田市市税条例(昭和25年秋田市条例第36号)第3条第2項第2号に規定する事業所税」とする。